

資料3

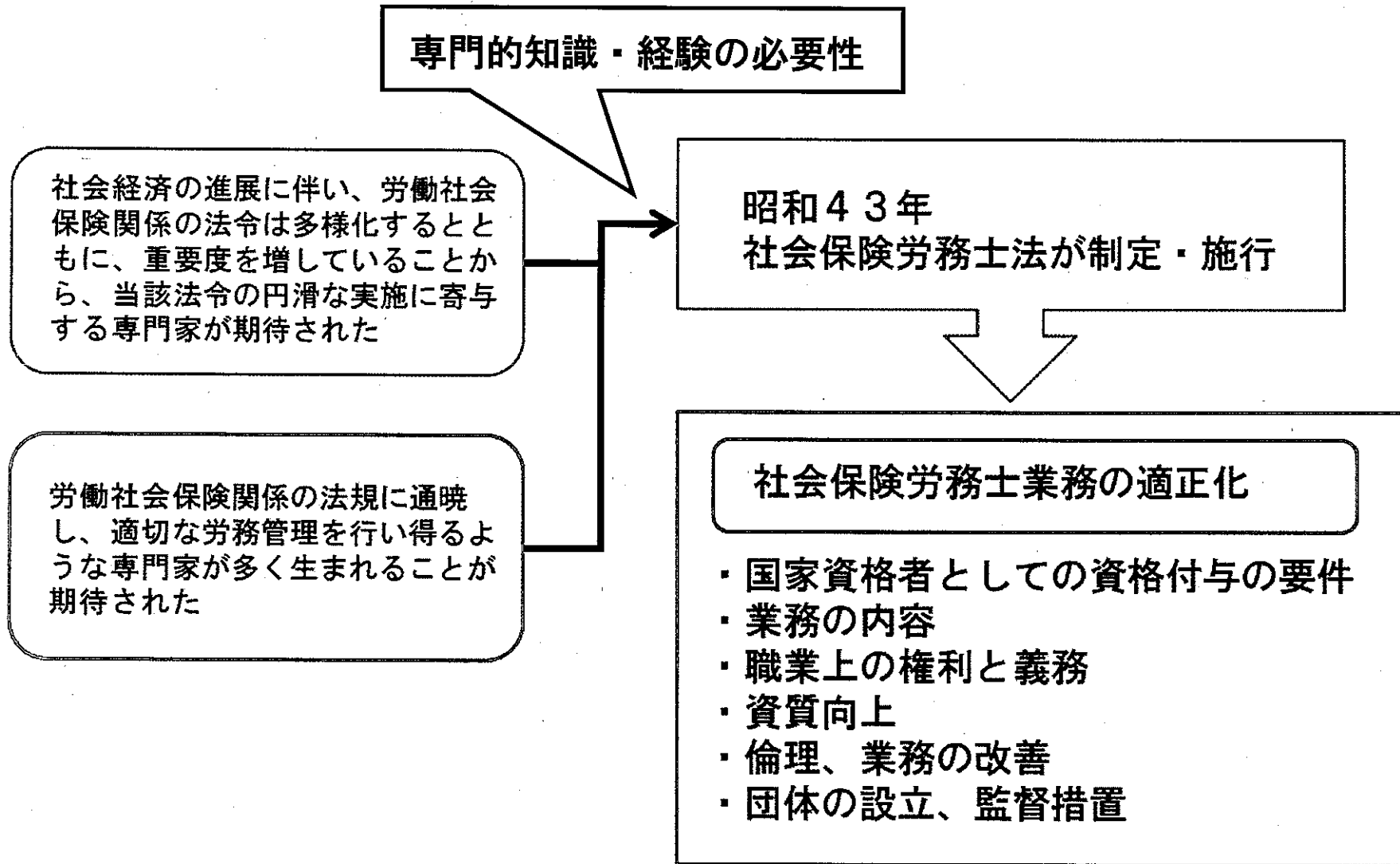
年金業務・組織再生会議 ヒアリング資料

全国社会保険労務士会連合会

平成19年11月12日

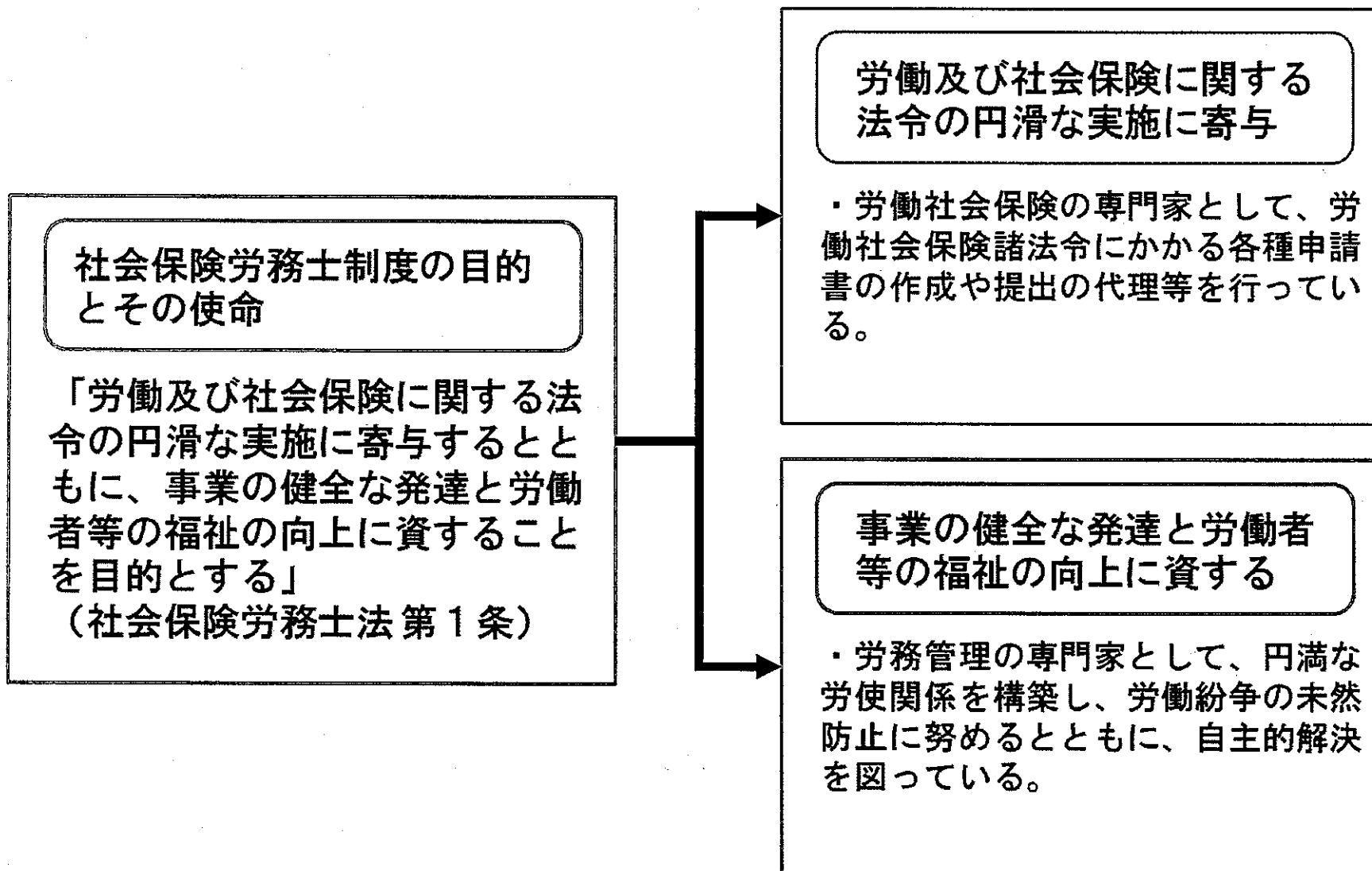
1. 社会保険労務士の役割・現状について

(1) 社会保険労務士制度



1. 社会保険労務士の役割・現状について

(2) 社会保険労務士制度の目的



1. 社会保険労務士の役割・現状について

(3) 社会保険労務士の業務

業務の内容

・労働社会保険諸法令に基づいて申請書等(行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、異議申立書、再審査請求書その他の書類(電磁的記録を含む))を作成し、提出を代行すること。

・申請、届出、報告、審査請求、異議申立て、再審査請求について行政機関等の調査若しくは処分に関し、当該行政機関等に対してする主張もしくは陳述について、代理(事務代理)すること。

- ・労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類(例えば労働者名簿、賃金台帳等(電磁的記録を含む))を作成すること。
- ・事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に関する相談・指導。
- ・事業所の労働者に係る賃金の計算に関する事務。

<以下、特定社会保険労務士(※)のみ>

- ・都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会でのあっせんの手続の代理
- ・男女雇用機会均等法に基づき都道府県労働局が行う調停の手続の代理
- ・個別労働関係紛争について都道府県労働委員会が行うあっせんの手続の代理
- ・個別労働関係紛争について厚生労働大臣が指定する団体が行う民間紛争解決手続の代理(紛争価額が60万円を超える事件は弁護士との共同受任)

(※特定社会保険労務士=特別研修(63.5時間)修了ののち、紛争解決手続代理業務試験に合格し、社会保険労務士名簿に付記されたもの)

1. 社会保険労務士の役割・現状について

(4) 社会保険労務士会員数（平成19年9月末日現在）

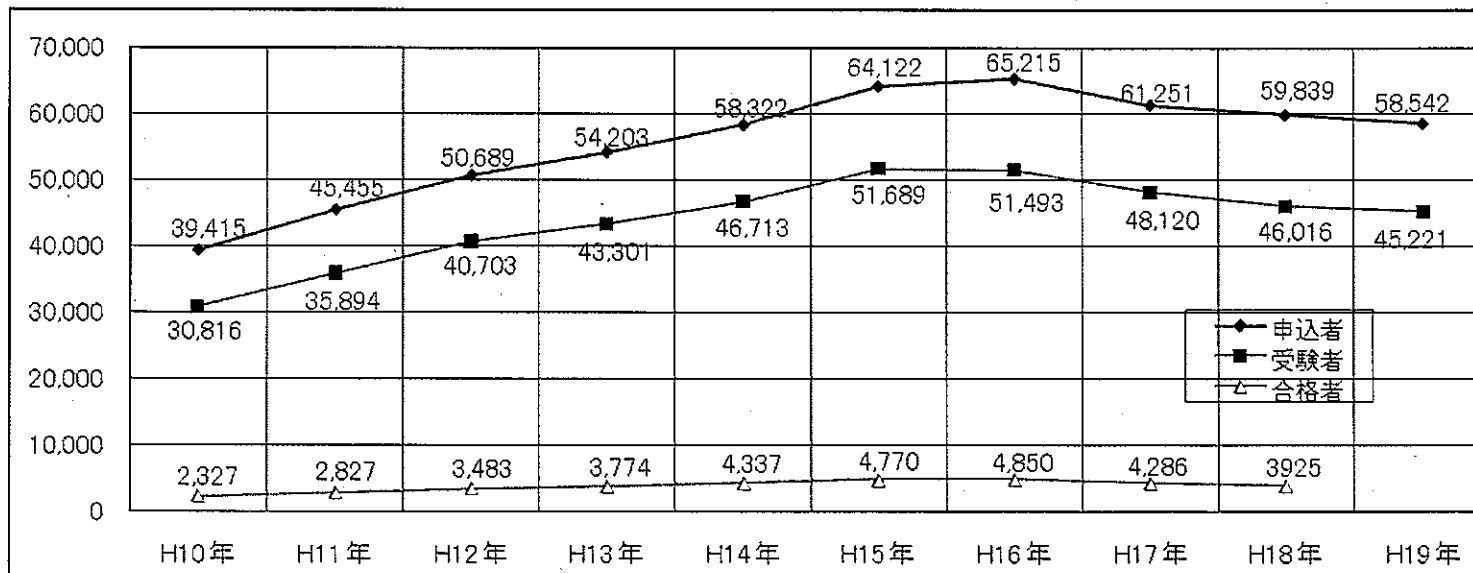
開業社会保険労務士	19,661人
社会保険労務士法人の社員	471人
勤務等社会保険労務士	11,549人
計	31,681人
社会保険労務士法人	247法人

(参考) 社会保険労務士試験

社会保険労務士試験の受験状況

	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
申込者	39,415	45,455	50,689	54,203	58,322	64,122	65,215	61,251	59,839	58,542
受験者	30,816	35,894	40,703	43,301	46,713	51,689	51,493	48,120	46,016	45,221
受験率	78.2%	79.0%	80.3%	79.9%	80.1%	80.6%	79.0%	78.6%	76.9%	77.2%
合格者	2,327	2,827	3,483	3,774	4,337	4,770	4,850	4,286	3,925	—
合格率	7.6%	7.9%	8.6%	8.7%	9.3%	9.2%	9.4%	8.9%	8.5%	—

社会保険労務士試験の受験状況 (推移)



2. これまでの社会保険庁の業務委託に関する社会保険労務士の取り組みについて

(1) 未適用事業所の適用促進事業の実施について

①昭和61年度～平成16年度における適用促進事業について

②市場化テストモデル事業に係る取り組みについて（平成17年度）

③市場化テストモデル事業に係る取り組みについて（平成18年度）

(1) 未適用事業所の適用促進事業の実施について

①昭和61年度～平成16年度における適用促進事業について

昭和61年度から平成16年度までは、全都道府県において、5人未満の法人事業所のうち、適用洩れ事業所と推定される約30,000件から50,000件に及ぶ事業所の巡回説明を実施し、①適用対象事業所数、②業種、③制度の周知状況、④未加入の理由、⑤他の社会保険への加入状況、⑥各種帳簿書類の整備状況、⑦再巡回説明実施後の適用申請状況の調査を行った。

また、行政協力として、毎年7月（平成14年までは8月）に健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の提出が行われる際には、各社会保険事務局から依頼を受けて、社会保険事務所の窓口における相談・指導の協力を行うとともに、未提出事業所の訪問指導を実施している。

さらに、健康保険法等社会保険諸法令が改正された際には、各社会保険事務局の依頼を受けて、事業所に対して、改正内容の周知を行うなどの行政協力を行っている。

(1) 未適用事業所の適用促進事業の実施について

②市場化テストモデル事業に係る取り組みについて (平成17年度)

	適用に結びついた事務所割合	適用に結びついた事業所1件あたり費用
◇東京都社会保険労務士会 (東京地域)	10.5%	23.5千円
◇社会保険事務所 (東京社会保険事務局管内)	5.9%	141.3千円
◇株式会社アイ・シー・アール (福岡地域)	5.6%	127.2千円

(東京都社会保険労務士会と社会保険事務所 (東京社会保険事務局管内) 及び株式会社アイ・シー・アールとの実績比較について)

費用対効果でみると、「適用に結びついた事業所1件あたりに対する費用」では、東京都社会保険労務士会は1件あたり約23.5千円で社会保険事務所 (東京社会保険事務局管内) 平均の約141.3千円の約6分の1の経費となっており、社会保険事務所の実績を大きく上回っている。

さらに、これをアイ・シー・アールと単純に比較しても同社が1件あたり約127.2千円で、東京都社会保険労務士会の約5.4倍の経費がかかっており、いかに東京都社会保険労務士会が効率よく適用に結びつけることができたかということがわかる。

(1) 未適用事業所の適用促進事業の実施について

③市場化テストモデル事業に係る取り組みについて (平成18年度)

	適用に結びついた事務所割合
◇社会保険労務士会受託 (8地域)	平均20.5%
◇他の民間事業者受託 (5地域)	平均13.4%

(加入勧奨による適用状況について一資料出所：第18回社会保険事業運営評議会資料)

確認した未適用事業所については、受託事業者が巡回説明による加入勧奨を実施するが、そのうち、加入に結びついた事業所数の割合が高かった地区は、京都地区の32.3%、東京地区の29.2%、静岡地区21.5%の順となっている。

いずれも各都府県の社会保険労務士会が受託事業者として実施したところであり、社会保険労務士会の会員情報等を有効に活用したことや、社会保険労務士の専門性を生かした活動によるものと考えられる。

2. これまでの社会保険庁の業務委託に関する社会保険労務士の取り組みについて (2)年金記録問題に対する社会保険労務士の対応

全国の社会保険労務士会では、これまでも「年金相談センター」の設置や各方面からの要請に基づく年金相談に精力的に対応してきたところであるが、6月6日の連合会理事会での決議（11頁参考参照）を受け、全国各地で更なる年金相談等の対応を行い、当該問題の解決に向け、最善を尽くしている。

（年金記録問題に関する対応のうち、主なもの）

1. 目黒年金相談センター（社会保険庁臨時設置）
2. 社会保険事務局（47箇所）・社会保険事務所（311箇所）
3. 地方自治体、各地の商工会議所など

例えば、横浜そごう前（神奈川）にて相談会を開催した際には、平日にもかかわらず、2日間で1,000件超の相談があったところである。

また、全国社会保険労務士会連合会及び都道府県社会保険労務士会では、年金記録問題への対応として、下記のとおり委員等を派遣している。

1. 年金記録問題検証委員会（総務省設置）・・・委員を 1名任命
2. 年金記録確認第三者委員会（総務省設置）
委員会委員・・・・・・・・・・・・・・全国で 77名任命
委員会事務局担当者・・・・・・・・・・・・・・全国で217名任命

【参考】全国社会保険労務士会連合会理事会（平成19年6月6日（水））での決議

年金に関する唯一の国家資格者として、現在、国民的課題となっている年金記録問題を解消し、国民の権利救済を行うために、次のとおり行動することを決議した。

1. 全国47都道府県の社会保険労務士会が設置している年金相談センターの機能をより一層強化し、相談に応じること。
2. 全国2万箇所の社会保険労務士事務所が、年金加入者より、年金空白期間等に関する相談を受け、適切に対処すること。
3. 社会保険庁が行う年金記録問題解決のための施策について協力すること。
4. 広く地域の国民的要請に応じるため、地方都市等の市役所及び企業等においても年金相談に応じること。

3. 受託しやすい環境づくりに望むこと

1 8及び9頁で説明いたしたとおり、「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進業務」については、社会保険労務士会以外の民間の業者に委託するより、専門家である社会保険労務士を活用した方が、費用対効果の面において断然優っている。

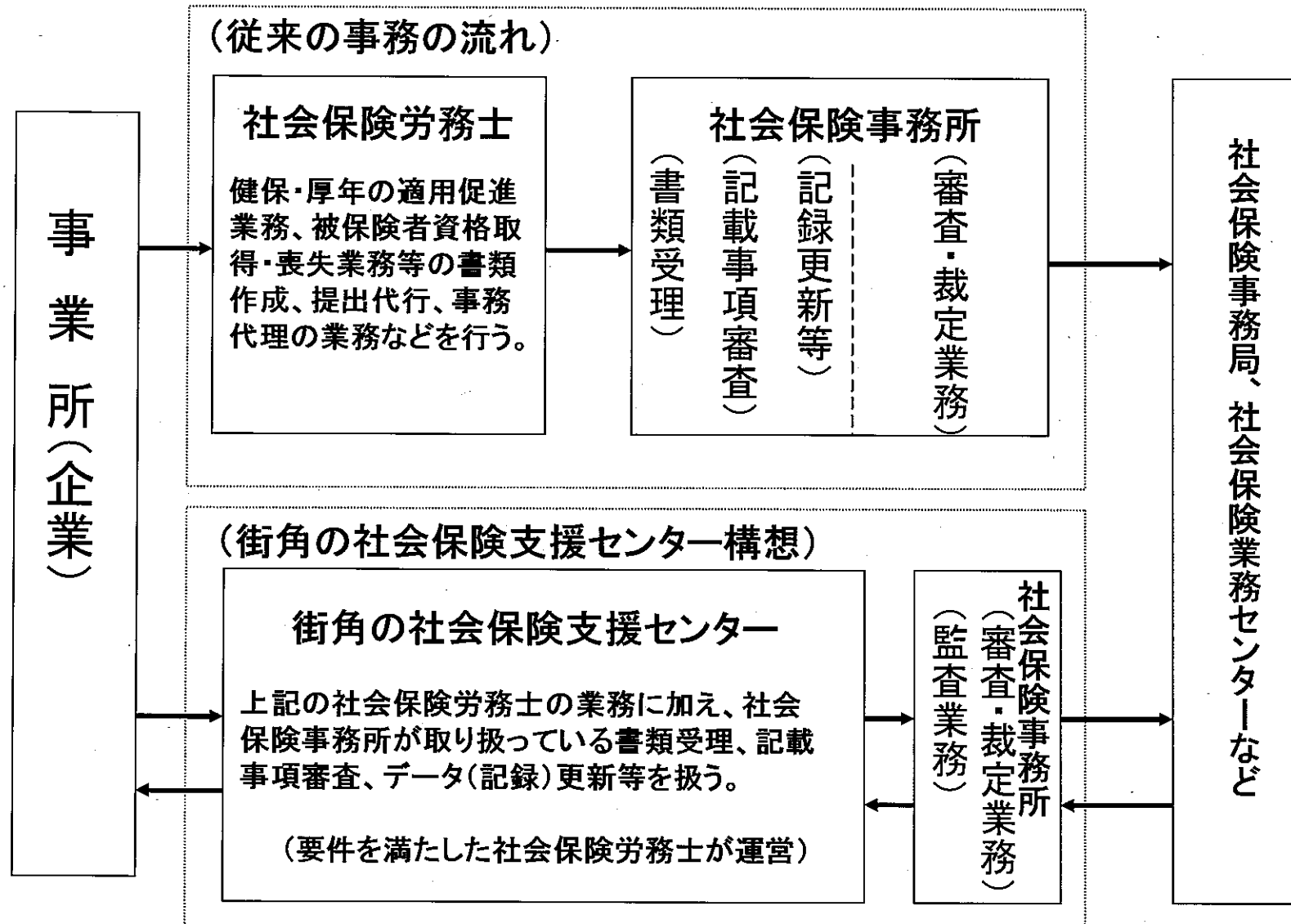
社会保険への加入については、事業主等へ社会保険事業の目的等を説明のうえ、理解を求めることが必要であり、そのためには専門家の活用が不可欠であるので、そもそも当該業務は一般競争入札になじまない業務である。

2 平成19年度における「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進業務」においては、①「文書及び電話による加入勧奨」及び②「訪問による加入勧奨業務」を分離し入札が行われているが、①及び②の業務のように、専門家が日常業務として行っており、かつ専門家が行う方が実効性が挙げられる業務については、一緒にし、かつ現行の一般競争入札制度を改め、専門家に任せるような制度にされたいこと。

3 社会保険労務士が当該業務を行うことが結果として、事業の効率を高めるととともに事業目的達成に繋がるものであること。

4. 社会保険労務士が行うことが可能な業務

(1) 「街角の社会保険支援センター（仮称）」業務想定図



4. 社会保険労務士が行うことが可能な業務

(2) 「街角の社会保険支援センター（仮称）」構想のメリット

①現在、社会保険事務所が扱っている業務の大半を「街角の社会保険支援センター（以下、「支援センター」という。）」で扱うことが可能と考えられることから、相当程度の行政事務の負担軽減が期待できること。

②全国約2万人の開業社会保険労務士・社会保険労務士法人が「支援センター」を設置した場合、現在全国311箇所の社会保険事務所を少なくとも数十倍は上回る数の支援センターの開設が可能であり、国民の社会保険関係の手續に関するアクセスが容易になり、サービス及び利便性の大幅な向上が期待できること。

③「支援センター」に、出来高払方式（例えば、社会保険診療報酬制度を参考にした点数方式）による報酬を導入すれば、固定経費が削減され、行政予算の大幅な削減が期待できること。

④社会保険労務士は社会保険を専門とする国家資格者であり、社会保険労務士法による守秘義務も課されていることから、国民の依頼に責任を持って対応することが可能であること。

4. 社会保険労務士が行うことが可能な業務

(3) 社会保険労務士が行うことが可能な業務

～「街角の社会保険支援センター（仮称）」構想について～

社会保険労務士は、労働社会保険諸法令に関する専門家として、日常的に社会保険関係の各種手続書類の作成並びに年金相談等を行っているので、現在社会保険事務所で取り扱っている業務のうち、保険料徴収及び給付にかかる業務以外の業務については、社会保険事務所に代わって社会保険労務士が取り扱うことができるものと考えている。

なお、社会保険労務士が当該業務を扱うためには、一定の要件の下に「街角の社会保険支援センター（仮称）」を設置することが望ましいと考える。

また、これらの届出書類の受理、記載事項審査、データ（記録）更新業務を行うためには、窓口装置（WM装置）等が必要であるが、社会保険労務士が取り扱うことができる代表的な業務は、以下のとおりである。

街角の社会保険支援センターで扱うことができる代表的な業務

<年金の業務>

- ・年金手帳交付（再交付）の業務
- ・裁定請求受付の業務
- ・年金証書交付の業務
- ・年金記録確認の業務
- ・年金額算出の業務
- ・年金記録確認第三者委員会への申立て受付
- ・年金相談業務

<健康保険・厚生年金保険共通の業務>

- ・健康保険・厚生年金保険の未適用事業所の適用促進業務
- ・健康保険・厚生年金保険の被保険者資格取得・喪失業務
- ・健康保険・厚生年金保険の報酬月額算定基礎届
- ・健康保険・厚生年金保険の報酬月額変更届

<健康保険の業務>

- ・健康保険の被扶養者認定業務
- ・健康保険の被保険者証（カード）発行業務
- ・健康保険・厚生年金保険の保険料納入促進業務

5. 公的年金業務の効率的・効果的な実施に当たっての課題・提言

(1) 公的年金業務の効率的・効果的な実施に当たっての課題・提言について

公的年金業務の効率的・効果的な実施に当たって、今後、下記の施策を講ぜられることを検討されたい。

- ・ 保険料の納付の口座振替制度の義務化
- ・ 厚生年金保険、政府管掌健康保険の事業所の収益減収に際しての保険料の減免制度の導入
- ・ 住基ネットとの連動（住所、生年月日の確認）
住所については、年金受給者の現況届（生存確認のための届）において、すでに住基ネットとの連動を採用していることとの整合性
- ・ 20歳到達時 被保険者調査
20歳到達者に全員について、年金制度加入の有無について被保険者確認を行う
（原簿との突合により未適用の防止）
国民年金強制適用、従業員側からの厚生年金未適用事業所の把握などの効果
- ・ 電子申請手続きの促進
社会保険手続きにおいて、電子申請件数のほとんどは社会保険労務士によるものである。
社会保険労務士が行う電子申請においては、以下のことについて認める
 - * 被保険者、事業主の電子署名の省略
 - * 添付書類の省略（社会保険労務士の原本確認）
- ・ 受給年齢到達前裁定請求のターンアラウンド方式の採用
年金記録原簿状況の通知とともに内容の確認、追記などによつての裁定請求とする
- ・ 保険事故（死亡、障害など）の第1次の手続き、治療、療養などにおける裁定請求、失権手続きの勧奨制度
- ・ 社会保険事務所等にきて説明できない認知症の高齢者、施設入所者等については、社会保険労務士が代理人として対応すること
- ・ 社会保険労務士の活用による、幅広い制度の徹底

5. 公的年金業務の効率的・効果的な実施に当たっての課題・提言 (2) 今後の年金記録問題に係る対応について (意見)

年金記録問題検証委員会の報告では、約5000万件の年金記録漏れのうち、サンプル調査の結果、特定が困難な記録が38.5%存在し、その内訳は、氏名などが空欄なのが5.9%、結婚などで姓名が代わっている可能性があるのが7.7%、支払った人がすでに死亡していると考えられるのが6.5%で、それ以外の記録が18.4%とされている。

その18.4%は、氏名の漢字変換ミス、オンラインへの入力ミス、持ち主が判明しにくい海外移住者のもの、住基ネットで死亡が確認できない2002年8月以前の記録などで、名寄せの難易度が高いものとされている。

これを件数に直すと約920万件となる。

今後「ねんきん特別便」が送付されると、個々人が自分の年金記録を確認することとなるので、その際に、この920万件の一部が判明する可能性があるが、それには、個々人と対面し、話をよく聞き、安心感を与えるなどのきめ細かい年金相談を実施することが必要であると考えます。

政府の方針である全年金記録の解明に寄与し、国民の年金問題に対する不信を解消することが年金に関する業務を業として行っている社会保険労務士の使命であるので、国民の年金に対する信頼の回復のため、今後の年金相談に積極的に協力いたしたいと考えている。